

光 デ ィ ス ク 等 に よ る
給 与 支 払 報 告 書 の
提 出 に つ い て の 手 引
(令和7年10月改正)

ご不明の点がありましたら、下記までお問い合わせください。

担当部署	鹿児島市役所 税務部 市民税課
電話番号	099（216）1173（直通）
所在地	〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

1 光ディスク及び磁気ディスクによる給与支払報告書提出の概要について

給与支払報告書(以下「給報」といいます。)を光ディスク又は磁気ディスク (以下「給報ディスク」といいます。)により提出していただき、本市でその給報媒体に基づき市民税・県民税を算出し、特別徴収義務者に対し書面により「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」(以下「税額通知」といいます。)を送付します。

2 給報ディスクの作成について

給報ディスクの規格及びファイルの仕様、レコード内容及び作成要領については、総務省ホームページをご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/mynumber_tax.html#kikaku

3 給報ディスクの提出方法について

(1) 給報ディスクの引渡し等について

郵送又は特徴義務者が持参してください。

(2) 給報ディスクの提出について

給報ディスクは次のとおり提出してください。

ア 提出期限・・・**2月2日**

イ 使用する給報ディスク・・・特徴義務者所有のディスクとします。

ウ 給報ディスクへの記載事項

①特別徴収義務者名

②特別徴収義務者指定番号

③提出者名 (特別徴収義務者名と異なる場合)

④報告人員数

4 給報ディスクの内容等が不正確な場合について

提出された給報ディスクの内容等が不正確な場合は、双方協議の上、**2月10日**までに給報ディスクにより再提出してください。

5 書面による給報の提出について

給報が光ディスク等により調製されて提出される場合には、書面による給報の提出は不要です。

ただし、給報ディスクによる提出が初年度の場合のみ、従来どおり書面による給報も併せて提出してください。

なお、総括表については、従来どおり書面により提出してください。

6 税理士事務所等による提出について

複数の事業所の給報ディスクを提出される場合には、事業所 (特徴指定番号) ごとにまとめてください。

7 電子データによる税額通知の終了について

令和3年度の税制改正により、光ディスク等で給報を提出した特別徴収義務者への電子データによる税額通知は令和5年度で終了となりました。令和6年度以降に電子データによる税額通知を希望する場合は、eLTAX (エルタックス) をご利用ください。

今後光ディスク等により給報を提出される際に、電子データによる税額通知を希望して空の光ディスクを同封したとしても、空のままご返送させていただきますので、予めご了承ください。

※ 期限等は変更となる場合がございますので、市民税課までお尋ねください。